

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 會議録 第七号

昭和四十二年五月十一日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 多賀谷眞穂君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 八木 昇君

理事 佐々木秀世君

進藤 一馬君

野田 武夫君

木原津興志君

細谷 治嘉君

田中 昭二君

理事 藏内 修治君

理事 三原 朝雄君

理事 池田 禎治君

齋藤 邦吉君

菅波 茂君

井手 以誠君

中村 重光君

渡辺 惣蔵君

宇野 宗佑君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

出席政府委員

通商産業政務次官

通商産業省石炭局長

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

井上 亮君

○多賀谷委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会の開会申し入れに關する件についておはかりいたします。

ただいま大蔵委員会において審査中の内閣提出、石炭対策特別会計法案が、本委員会といたしましては石炭政策を推進するためにきわめて深い關係を有する法案でありますので、この際、大蔵委員会に同法案について連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と仰ぶ者あり、

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決定いたします。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、大蔵委員長と協議の上、公報をもってお知らせすることといたします。

○多賀谷委員長 次に、内閣提出、石炭鉱業再建整備臨時措置法案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

三原朝雄君。

○三原委員 議題となっております石炭鉱業再建整備臨時措置法案の内容について御質問申し上げます前に、その基礎になります一般的な問題について質問をいたしたいと思います。

本年度の政府の石炭政策は、その経過なりその規模、その制度というよりな立場から見ても、一産業への国の援助といったものでは、私は限界だとも思われる一つの画期的な施策だとも考えるのでございます。しかし政府は、抜本的な自立安定対策の成果として、私自身もそれ自体に一つの大きな問題を残しておると考えるのでございます。

抜本的な自立安定のための石炭政策の路線というものは、大別いたしました一つは経理あるいは経営と申しますか、そうした改善の対策、あるいは需要確保対策、そうした二つの路線に分けて考えることができると思っておりますが、まず第一の経理改善対策という立場から見ても、四十年末の審議会の中間答申におきましては、四十二年を待たずしてそうした石炭に対する一つの再建対策というものを実施するということ、企業といたしましては大きな期待を持ってこれを見届けたと思っております。

しかし現時点に立つて私どもは石炭産業の立場を檢討してまいりますと、言われておりますところによれば、二千三百億の赤字がある。その中には異常債務として一千八百億というものが言われておるわけでございます。それに対して一千億の今回出されておられます債務の肩がわりということになるわけでございますが、それがはたしてそうした抜本的な対策となつて企業の再建が可能であるかどうか、経理面がはたして改善されるかどうかというよりなことを、私どもはこの時点に立つて考えてまいりますと、いろいろ問題点が出てまいります。

まず現在問題になっておられる貯炭の問題をいかに解決するわけでございまして、それからいろいろな経営上の問題もあるわけであります。また将来は賃金の上昇というよりなものも考えられてくる。あるいは物価、電力その他の公共料金の値上がり問題、あるいは年金制が実施されれば、それに対しまする負担増の問題等があるわけでございまして、なおまた将来の経営面から見てもいろいろと、採掘条件がだんだん悪くなつてまいりますと、採掘条件がだんだん悪くなつてまいりますと、あるいは労働事情必ずしも樂觀を許さないという事情下に置かれておる。生産の面から見ても、その向上と

いろいろものは一つの限界があるのではないかと、いろいろなことも考えられてくるわけでございます。そういうものに對処して、一千億のそうした肩がわり資金の問題ばかりでなく、政府においては安定補給金の制度でございまして、坑道掘きく補助あるいは炭層探査の補助等が打ち出されておるわけでございまして、そうしたおきかたを申し上げますような今後の情勢の変化等も考慮してまいりますれば、経理、経営面から見ても、はたして再建整備にこの対策がなり得るかどうかと、また問題について、きわめて憂慮せざるを得ない石炭企業の現状と考えられるわけでござい

ます。なおまた需要確保の問題におきましても、これは先般石炭局を中心にして公営企業局あたりととも非常に御努力の払われたことも承知をいたしておるわけでございます。しかし一般炭の一般部門向けの需要關係というよりなものは急激な減少をいたしておるというよりな状態にもあるわけでございまして、なおまた、石炭の需要構造なり供給構造といったよりなものに非常な問題がわが国にはあるわけでございまして、そういうよりな問題等を考へてまいりますと、私は将来の需要關係においても樂觀を許さない状態があると思つてございまして、特にこうした点には私は強力な推進が必要であると思つておるわけでございまして、現在におきましては、そうした政策需要の面におきましてもきわめて弱い力でやらなければならぬというよりな現下の事情下にあるわけでございまして、こういう点から私は、今回のこうした法案が上程されておられますけれども、石炭事業の将来については非常に憂慮するものでございまして、こうした立場に立つて連産当局はいかなるお考えをお持ちになれるか、御所存のほどを承りたいと思つておるわけでござい

○井上(亮)政府委員 ただいま三原先生から、石炭鉱業の現状、特に石炭鉱業が今日当面しておられます苦境の問題につきまして、詳細かつ的確に御指摘なされたわけでございますが、これらの諸点につきまして、私どもも全くそのように考えております。ただ少し私どものほうの今後の抜本策の実施とその後の石炭産業につきまして、一言お答えさせていただきます。

御指摘がありましたように、今日の石炭鉱業の苦境を端的にあらわしておりますのは、確かに経理の状況がきわめて悪化しておりますというようになりなるとは、この原因は、御指摘になりましたように、石炭鉱業は過去数年にわたりまして、他産業に類例を見ない大きな合理化施策を遂行してまいりましたが、石炭鉱業の他産業と違ふ点として、やはり老朽炭鉱の閉山というような施策を相当強力に推し進めてまいりましたために、退職金だけでもここ数年間に一十億以上の支出をしており、これは本来収益から支払うべき筋合いになっておりますが、最近の石炭鉱業では、これがなかなか収益から払えないということから、資産処分等をしてまかない、さらに足りない点は金融機関からの借り入れというよりな形を通じてまかなってまいったわけでございますが、そういう過程から、今日累積赤字だけでも千億にのぼる累積赤字をかかえておられます、債務につきましても、三原先生御指摘のように二千億以上、この債務をかかえておられますが、その中には少なくとも私ども一十億以上は異常なものではないかというより、むしろ累積赤字と対応する程度のもので異常な借り入れ残高であるというふうに考えておられます。

そういうような点から、御承知のように、政府におきましては、昨年石炭鉱業審議会の抜本施策についての政府に対する答申を受けまして、昨年八月に今後の石炭政策についての閣議決定をいたしましたわけでございますが、その助成策の中にも、ただいまのような事情から発生した累積赤字、異常債務についての元利均等償還方式による、いわ

ば一種の肩がわりという措置を実行いたしましたわけでございまして、今度の予算にもこれが計上されている次第でございます。

なお、御指摘のありましたように、また答申にもうたわれておりますように、この肩がわりだけでは、石炭産業は安定をいたしません。どうしてそのほかにか合理的な助成手段があるかと立ちいかない現状でございますので、なおそれをもつてしてもできない企業については、安定補助金を一定額支払うというよりな政策も現にとつておられますし、それからさらに坑道掘進につきまして補助制度を本年度から導入するというよりな施策もいたしておられます。こういった資金経理面に対します助成策を講じます、実は今日各社の再建計画といえますか、今後の長期計画について個別的にたゞいま政府におきまして検討している段階でございますので、これがどうなるかというところまで今日お話し申し上げられないわけでございますが、一応私どもが全部の企業について一次統一的に当たるところによりまして、大体これからの施策もつてまいります。後、今後企業——労使の努力とも相待ちまして、大体昭和四十五年ごろには、過去の異常なものにつきましても償却が相当程度進みますので、だいぶ身軽な姿勢にもなりますので、何とか大多数の企業についてはやっつけていける体制がとれるのではないかと考えております。

ただ、これまた三原先生から御指摘がございましたように、それは申しさすけれども、今後の石炭産業が容易でないというところは御指摘のとおりでございます。特に今後の政策として、私は一番大事な問題は経理改善もさることながら、今後需要確保の点について格段の努力をしませんと、やはりこの政策の柱になっておられます五千万トン出炭体制というのをもくずれるわけでございます。この需要確保の点については御指摘もありませんが、特に今後私どもとして努力してまいりたい。やはり努力の方向としては今後一般炭につきまして、一般産業用炭の需要が予想より

も少なくなっていく傾向にございます。それから暖厨用炭につきましてもそういう傾向にございまして、この需要確保につきましては、新規需要をさらに強化してこれを中心として確保に努力しなければいかぬのじゃないかというふうに考えております。

なお第三の大きな問題としては、労働者の定着政策ということが今日特に必要でございます。最近特に坑内夫だけでなく、坑外におきましても技術労働者、電工、機械工等の引き抜き等が他産業からございまして、それからそれだけでなく山を去りたがる傾向がございまして、定着政策、これはやはり相当強くやらなければならぬというふうに考えておりましたが、これは厚生省とも共同研究してまいりましたが、これにつきましてもはいわば画期的に申すべき炭鉱につきましても特別年金制度を今年度から実施する等の努力もしまして、その他いろいろの点について配慮しまして、労働者の定着政策、これを進めてまいりたい。これらいろいろのことをやることによりまして、これはまた同時に裏づけとしては同じく本年度から特別会計制度を設けていただくような計画にいたしておられますので、それを財政的なバックボーンにいたしまして、今後の石炭産業に対処してまいりたいというふうに考えております。

○三原委員 いまのお話で、通産当局自身非常に樂觀をしておられるということではないと思っております。私も、昭和四十五年ごろには一応大勢としては各企業体が自立、安定できる自信があるというよりな御意見でございまして、しかし私はそうした樂觀的見方ではないと思っております。それは率直に警告をしておきたいと思っております。それは非常な情勢の変化があるわけでございまして、そうしたことは現時点におきましてもすでにいろいろの問題がございまして、たとえばそういう政策を四十年末にございまして、四十二年にはすでに実施するということよりな御意見も答申として出しておられるわけでございまして、事実どうした施策が実際に軌道に乗る

のは、こうした国会で審議をし、それから三カ月間かかって計画案が出される。それを検討されて認定をされるということになりますれば、ほんとうにこれが運営して実効を發揮してまいるのは下期以後というよりなことも予想されるわけでございまして。現在の石炭産業の事態は、そうしたしんぜん目を費やすことのできない、きわめて深刻な危機に当面している会社も相当あるわけでございまして、十分そうしたことを承知の上でいまの御意見として承けておきたいと思っております。

そこでこれらに関連をして、一言この問題で御尋ねをいたしたいのは、将来の石油、要するに重油ないしそうしたようなものの価格と石炭の価格というよりなものがどういうような見通しになるか、そうした関係をどう見られるか、御意見を承りたいのであります。

なお一十億という金額を限定された、先ほどもちよつとそういうことに触れたわけでございしますが、そうした点についても御意見を承りたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 ただいま重ねて三原先生から御指摘がありましたように、今後の石炭産業は必ずしも樂觀を許さないというお説でございまして、基本的には私もそのように考えておりましたが、政府といたしましては決して樂觀をしていないものではございません。先ほども申しましたように、なおこの特別会計をバックボーンにいたしまして、特別会計の財源は年々ふえてまいりまして、このふえること、それからさらに今度大蔵省との折衝で獲得しました原油関税収入に限らないで、一般会計からの繰り入れもこの特別会計で認めるといふような制度に相なっておりますので、こういう財源的な、財政的な体制のもとに、今後やはりきめこまかな、また有効適切な施策をやつていかなければならぬというふうに考えております。必ずしも樂觀はいたしておりません。しかし私は各個別企業について今後の長期の計画を見ましたときに、こういう政府の施策と相対していけば、少なくとも昭和四十五年度には

は、少なくとも昭和四十五年度には

相当改善されていくというふうに確信をいたして  
おるわけでございます。

それからなお御指摘にありましたように再建整  
備計画、ただいま私も実はこの法律を審議して  
いたいただいておりまして並行いたしまして、実はこ  
としの一月くらいから各個別企業につきまして、  
石炭鉱業審議会の経理審査会という中立委員を  
もって構成しております個別企業を検討する機関  
があるわけでございますが、これの幹事会を四月  
以降開きまして、一月からはいろいろ企業独自で  
御検討いただきまして、この幹事会としましては  
四月以降個別企業にあたっていろいろ法案審議と  
並行していただきまして検討いたしておるわけで  
ございますが、法案がもし成立いたしますならば、  
私も直ちに石炭鉱業審議会を開きまして、こ  
の法案に盛り込まれます再建整備計画の認定のた  
めの正式な審査をいたしたい。それができると  
に、ただいま準備体制を連日続けておるわけで  
ございます。したがって、下期というふうな  
ことにならぬように、できるだけ早くそういう体  
制がとれますように今後努力していく所存でござ  
います。

それからなお、今後の石炭につきましては、特に  
一般炭につきましては、重油との競争がやはり大  
きな問題になるわけでございまして、その点につ  
いて重油価格の見直し、石炭価格の見直しはど  
うなのかという御質問でございますが、御指摘のよ  
うに、この点が確かに私も憂慮している点で  
ございまして、将来の重油価格の低落傾向につ  
いてはまだ数字的に確たる定説はございませんけれ  
ども、少なくとも今日まで重油価格は下がる一方  
でございまして、たとえば昭和三十四年度、ちよ  
ろ石炭鉱業にとりまして千二百円引きを実施し  
た昭和三十四年度におきましては、重油の価格は  
キロリットル当たり九千五百円であったものが、  
逐年相当大幅に下落いたしました。昭和三十七年  
を境に、三十八年には七千を割るような状態にま  
でなっております。さらにその後におきましても  
逐年下落の傾向をとりまして、今日では六千八百

円とか六千五百円というふうな、地域によりまし  
ては六千円を割る程度のところもあるようで  
ございまして、石炭の価格につきましては、御承  
知のように昭和三十八年まで千二百円引きを続け  
てまいりましたが、自後石炭価格は横ばいという  
ことになりました。たまたま電力業界  
の引き取りました石炭価格と、それから電力業界が  
買います重油との価格差も、石炭のトン当たり  
いたしまして、揚げ地におきまして千二百円ぐら  
いの価格差が出ておるといふことでもござ  
いまして、私もとしましては、そういう状況下  
に電力に政策需要を引き取ってもらいます場合に  
負担増対策を講じておきまして、今後この重油の  
価格はやはりもう少し下がるとはなにかという  
見通しが行なわれております。したがって、こ  
ういう状況に對して、私もとしましては、こ  
れが結局大きな、何と申しますか、電力、  
鉄鋼については政策需要ということがありますけ  
れども、一般産業とかあるいは暖房用につきま  
しては、この点がやはり場合によりまして予想を上  
回って、石炭の需要が減るといふ危険性がござ  
いますので、そういう状況を見ながら需要確保に  
努力してまいりたいというふうに考えておるま  
す。

それから私、一千億と申しましたのは、これは  
石炭鉱業審議会が答申に際しまして、いろんな角  
度から石炭産業の過重負担というものについて検  
討を加えたわけでございますが、検討を加えま  
す際に一つの角度では、実質累積赤字が今日の程  
度あるかという検討でございます。その累積赤字  
につきましては、これはおおよそ一千億程度ある  
という認識、それからもう一つは閉山合理化費用  
が異常にかかったわけでございます。この費用負  
担がどの程度かかったかということもございま  
す。これは取り方によりますが、千四百億ぐら  
いにのぼる計算のようでありまして、それを非常  
にシビアに整理しますと、計算によりまして千  
二百億ぐらになる場合もございまして、いずれに  
しましても千億をこえているような状況でござ  
います。そのうち一千億相当が退職金相当の金額に  
なっております。そのほか借り入れ残高等につ  
きましては検討を加えるとか、いろんな角度から検  
討いたしまして、おおよそ千億程度は、少なくとも  
石炭鉱業としていかにともなわがたき重荷であ  
る。この重荷をしょつたままでは今後の再建計画に  
取り組みますときには、金利負担が年々増大して  
まいりますし、同時に金利負担の重荷は、大手に  
つきましては大体トン当たり四百円程度の重荷に  
なっておりますし、それから、これがさらに年々赤  
字を加えていきますと、さらにまたそれが過重な  
負担になっていくというふうなおそれがあること  
それからなお、これだけの異常債務をかかえてい  
きますと、市中金融機関に対する融資を承知しない  
というふうな事態になっておまして、今日石炭  
鉱業の借り入れ残高の七割程度、設備資金につ  
きましては七割以上のものが政府からの融資にな  
っております。この現状でございますので、私企業として  
再建するところまでいきまします場合には、少  
なくとも千億程度のものは元利償還等の政策をと  
らざるを得ないというふうなことできめたわけ  
でございます。

それからなお、今後の石炭につきましては、特に  
一般炭につきましては、重油との競争がやはり大  
きな問題になるわけでございまして、その点につ  
いて重油価格の見直し、石炭価格の見直しはど  
うなのかという御質問でございますが、御指摘のよ  
うに、この点が確かに私も憂慮している点で  
ございまして、将来の重油価格の低落傾向につ  
いてはまだ数字的に確たる定説はございませんけれ  
ども、少なくとも今日まで重油価格は下がる一方  
でございまして、たとえば昭和三十四年度、ちよ  
ろ石炭鉱業にとりまして千二百円引きを実施し  
た昭和三十四年度におきましては、重油の価格は  
キロリットル当たり九千五百円であったものが、  
逐年相当大幅に下落いたしました。昭和三十七年  
を境に、三十八年には七千を割るような状態にま  
でなっております。さらにその後におきましても  
逐年下落の傾向をとりまして、今日では六千八百

りますと、たとえば投融資あるいは資産処分、そ  
うした問題等について相当な規制が行なわれてお  
るようでございます。そこで私も、そういう  
立場から企業自体が自主的に、積極的な自立安定  
対策を意欲的に発揮するためのビジョンという  
か、そういうものをこの際打ち立てる必要がある  
しなにかと考えるものでございまして、そういう  
点において、この法案等についてはそういう内容の  
ものが触れられておらずに、主として終戦処  
理的な処置がなされておるわけでございまして。  
したがって、こういう点についてお伺いをいた  
したいのは、石炭産業は、やはり日本のエネルギー  
産業としては最も古い歴史を持っておりま  
すし、それだけに人材も相当な陣容を残存をいた  
しております。そこで私は石炭産業それ自身が将来  
自立安定するためには、石炭産業プロバの立場  
からのみ問題を処理していくことも大切で  
ございまして、あるいは石炭企業と、たとえば石  
油産業と、あるいは鉄鋼事業と、たまたま石炭  
と、あるいは、言いかえましますならば、石炭産  
業が一つのビジョンを持ちながら、石炭産業は  
かりでなく、他の産業も並行的に運営をするとい  
うようなこともやる必要はないかというふうなこ  
とも考えてまいらるわけでございまして。特にエネ  
ギーの供給事業というふうな立場だけをとりま  
してみてもいいと思っております。そういうふうな  
立場で石炭産業の自立安定というふうなことを考  
える時期に来ておるのでないかというふうなこ  
とを考えるわけでございまして。言いかえまします  
ならば、そういう総合的な立場に立ち、長期的な計  
画に立つて、石炭産業を伸ばしていくというふう  
な構想を持つべきではないかと思っております。こ  
れに對する御意見を承りたい。

○井上(完)政府委員 御指摘のように、今日の石  
炭産業は、どちらかといえますと、石炭鉱業に對  
する專業の会社が多いわけでございまして、兼業  
部門を開拓しておる企業は比較的少ないわけでござ  
います。そのうち一千億相当が退職金相当の金額に  
なっております。そのほか借り入れ残高等につ  
きましては検討を加えるとか、いろんな角度から検  
討いたしまして、おおよそ千億程度は、少なくとも  
石炭鉱業としていかにともなわがたき重荷であ  
る。この重荷をしょつたままでは今後の再建計画に  
取り組みますときには、金利負担が年々増大して  
まいりますし、同時に金利負担の重荷は、大手に  
つきましては大体トン当たり四百円程度の重荷に  
なっておりますし、それから、これがさらに年々赤  
字を加えていきますと、さらにまたそれが過重な  
負担になっていくというふうなおそれがあること  
それからなお、これだけの異常債務をかかえてい  
きますと、市中金融機関に対する融資を承知しない  
というふうな事態になっておまして、今日石炭  
鉱業の借り入れ残高の七割程度、設備資金につ  
きましては七割以上のものが政府からの融資にな  
っております。この現状でございますので、私企業として  
再建するところまでいきまします場合には、少  
なくとも千億程度のものは元利償還等の政策をと  
らざるを得ないというふうなことできめたわけ  
でございます。

○三原委員 次にお伺いをいたしたいのは、いま  
お話がございましたように、一定の施策財源の  
とで、石炭企業としては情勢変化に對処して、十  
五年度ごろまでは自立できる体制に努力され  
るであろうと期待をいたしておるわけでございま  
す。しかし、今回政府としては限界に達する一  
つの施策を石炭企業に對しては助成をしたわけで  
ございまして、その反面、こうした相当な金額を助  
成をいたしました関係上、いまもお話があったよ  
うに、企業に對しての指導監督を強められること  
は当然の帰結だと私は思っております。しか  
し、私もその反面において、こうした施策財  
源を受け入れる企業者側の企業意欲というふうな  
ものがこの際大いに発揮されることを期待せねば  
ならぬと思っております。

でございます。しかし、ここ数年來、傾向といたしましては、ただいま三原先生から御指摘がございましたように、石炭鉱業としては、単に石炭鉱業のみならず、経営をしていくというのではなくて、広く関連産業にまで開拓をいたしまして、その収益で石炭鉱業の維持をはかるといふような意欲のある企業も中にはございます。たとえば、ある大手の企業におきましては、半分は石炭鉱業の売り上げ、あとの半分は他の部門の新分野の開拓による収益、売り上げというようにございまして、石炭については、これは超大手の一つでございます。石炭についての自産炭取支では相当の赤字でございますが、他の分野の利益を入れましたために、純損益ではこの石炭部門の自産炭の大幅な赤字を相当薄めておるといふような例もございませぬ。したがって、先生言われますような、そういった考え方もやはり織り込むことが石炭鉱業として、今後単にいたずらに政府の助成のみにたよるといふ立場でなくて、自立していきこうという立場から、そういう傾向も私どもはやはり必要ではないかというふうに考えます。

ただ、私もここで、経理規制等で、利益金の処分とか、あるいは資産処分の制限とか、いろいろな経理面における相当強い監督規定を入れておりますが、これは私企業に対しては非常に重要な国の関与であると思っております。

この趣旨は、ただいま申しましたような、あるいは三原先生がおっしゃったような新分野開拓というようなことを否定している意味ではございませぬで、やはりこれだけ国が助成を石炭鉱業に投じていきます場合に、その資金が石炭鉱業の発展のために、今後再建のために使われないで、単に資本投資的に流れていくとか、あるいは石炭鉱業企業そのものを弱くするような資産処分をするとかいうようなことについては、国としてこれだけの強い助成策を講じておるわけでございますから、そういう趣旨で、厳に監督しなければいかぬという趣旨で、監督しておる、規制を強化いたしておるわけでございます。ただ、三原先生

がおっしゃいましたような意味の方向について、特にチェックするわけではございません。そういう意味でございます。

○三原委員 いま御意図が一応わかりました。もちろん国の援助資金というふうなものが石炭再建以外に使用されることは厳に禁止されることはわかるわけでございますが、重ねて申し上げます。石炭産業を再建するということは、私企業の体制下でこれを達成することがやはり本則でございます。そういうことでございませぬから、石炭産業それ自体が私企業のメリットを最大限に發揮する自主的な体制が必要だと私は思う。したがって、いろいろな経理規制等が角をためて牛を殺すような結果にならないように、あくまでも受け身の態勢から積極的に石炭産業自体が自立安定する態勢を強化する必要があるという立場から、いまの意見を申し上げたのでございます。

こまかいことは後刻に譲ることにいたしました。もう一点お伺いをいたしたいと思っております。それは私の偏見かもしれませんが、常に言い触らされておることでございますが、大手と中小に對しまする国の石炭施策がどうも片手落ちであるというところであります。特に中小の石炭産業の各位が常に言うことであります。これはわれわれもいろいろな面から経理面あるいは利用確保の面等からぞいてまいりましたも、そういう感を抱くものでございます。

そこで、全般的な問題は別にいたしましたとしても、今次予算化されております二十五億の安定補給金の問題でございますが、一応トントン当たり百二十円、何もこれは法制化されておるといふわけでもありませんが、こういう点についてわれわれとしては最低二百円というふうな陳情を受けたことでもありますし、また政府に対して要請もしたこともあるわけでございますが、この二十五億に對して特に通産当局をお願いをいたしたいのは、トントン当たり百二十円というふうな額に縛られず、安定補給金の配分については、二十五億というワグの中で自由に裁量できるように体制でいうていた

だきたいと考えておるのでございますが、このようにした考え方に対する所見を承りたいと思っております。

○井上(完)政府委員 大手と中小に対する対策の問題でございますが、まず基本的には、私ども大手企業と中小企業とに對しまして差別をして考えたいという考え方は毛頭ございません。

ただ、政策適用の際に、資源産業の保護というふうな見地が、石炭の五千万トンの維持とか、安定供給の責任とか、あるいは国の経済全体から見た安全保障というふうな見地から見ると、そういった資源産業についての保護というふうな意味合いが、まず石炭政策について今日これだけ巨大な助成をされる大きな一つの大義名分があるというふうな考え方がございまして、そういった見地から助成策についても、そういった大義名分に應じた助成策ということになりがちになさるわけでございます。そういう結果として、なかなか、たとえば炭量のきわめて少ない、あるいは数年前にはやはり閉山せざるを得ないような自然条件を持つておられるようなところにつきましては、なかなかそういう施策が乗りにくい面があるわけでございます。しかしその考え方としては、大手であるからといって特別にどうする、中小だからといって特別に悪くするというふうな考え方は毛頭ないわけでございます。しかし結果的に中小について特に助成を——中小炭鉱については、それだけ、中小規模なるがゆえにまた経営が苦しい面もございませぬから、特に中小炭鉱について配慮する政策も必要になってまいるわけでございます。そういう意味から、私どもが特に中小炭鉱を中心に本年度考えましたのは、安定補給金の交付の問題と機械貸与制度、これは大手からの強い要請がございませぬけれども、主として中小炭鉱を中核として機械貸与制度の運営をやっていくというふうな配慮をいたしております。なお本日御審議をいたしたいおる再建整備法の適用につきましても、大手も中小も私も区別いたしておりませぬ。やはり一定の国の要請にかなう相当炭量を持つた企業につ

いては、大手といわず中小といわず一律に同様に善処してまいらざるを得ないと思っております。それからなお安定補給金について、本年度の予算は二十五億ついております。これは予算折衝の際には主として中小炭鉱と、それから大手についてはいよいよ再建企業、今年度はこれについて支出しようということでも予算を獲得いたしておるわけでございます。一応大蔵省の御査定ではトントン当たり百二十円ということに相なっておりますが、御承知のとおりでございます。なおこの安定補給金については二十五億の予算をいたしておるわけでございますが、中小炭鉱といひましても、なかなか定義もむずかしいわけでございます。年間の出炭量五十万トン以下が中小炭鉱なのか、それ以上であつても中小炭鉱もございませぬし、これはなかなか中小炭鉱の定義がむずかしいわけがあります。私どもの見地が見ますと、石炭協会所属のメンバーが大手ともいへませぬ。所属のいかんを問はず、やはりどういふ企業が中小炭鉱かという定義を下さざるを得ないと思つておりましたが、ただいま、そういう意味で、大蔵当局との具体的な適用についてどうするかという検討をいたしております。

なおこの交付の時期は、時期を開かれたわけではありませぬが、関連いたしますのでお話し申し上げますと、やはり出炭実績によつて年二回交付したいというふうに考えております。大体交付時期は夏以降に一べんとそれから年度末というふうな、二回に分けて交付したいというふうに考えておりますので、それまでの間に十分大蔵当局とも、その辺の先生の御趣旨も体しまして検討いたしたいというふうに考えております。

○三原委員 あと二点小さなことを質問して終わりますが、先ほど申し上げました政府の今回の助成について、経理規制等が相当あるわけでありませぬが、私企業である関係上株式の問題があるわけでございます。配当がゼロないしゼロに近いものになるというふうなことになるわけでありませぬが、しかし経営不振の現況からやむを得ない事情もあ

ろりかと思ひますけれども、しかし私は将来のそ  
ろした株式所有者の問題等を考へてみると、やは  
り大きな事業経営の面から一つの心配が出てくる  
わけでございます。そうした配当面について特に  
考慮しておられるかどうか、そういう点について  
伺ひたい。

次は、異常債務の肩がわりについて財政資金は  
六分五厘、それから市中銀行からは五分まで、利子  
を見ることになっておるわけでありましたが、政府  
資金は全部利子を見る、市中については三分なり  
三分五厘を打ち切るというふうなこともなつて  
おるわけでございます。市中銀行への保護が少な  
いということにもなるわけでありましたが、将来そ  
ういふ点について市中銀行からの金融というよう  
なものに支障を生じてきやしないかというよう  
なことも予想されるわけでございます。

その二点についてお伺ひをして私の質問を終わ  
りたいと思ひます。

○井上(元)政府委員 まず御指摘の第一点は、石  
炭鉱業については配当についてどう考へるかとい  
うことでございますが、まず一般論として、再建  
整備法に基づきまして再建整備計画を認定されて  
元利補給契約を結ばれた会社と、それから特に  
整理状況が悪くなくとも累積赤字もない、今後もあ  
る程度の収益は続け得るといふ企業と二通りある  
うかと思ひます。この再建整備法の適用にならな  
い企業につきましては、配当についての特別の制  
限は考へておりません。ただ御承知のように今回  
の再建整備法でなくとも数年前に国会の御承認をい  
ただきました石炭鉱業整理法というものがござ  
います。この整理法に基づき監督は、配当  
につきましてはいたしませんけれども、特に今回の再  
建整備法の適用を受けない自立自営の企業につき  
ましては、その配当について制限をする意図は特  
にはございません。ただし石炭鉱業整理法に  
法に照らしての監督はいたしません。

それからもう一つ、再建整備法の適用を受ける  
企業でございますが、これにつきましては、そも  
そも再建整備法の適用を受けます企業は、これは

過去に異常な累積赤字があるとかあるいはそれに  
類する異常債務があるとかいふような場合に再建  
整備計画をつくつていただくという仕組みにいた  
してありますので、やはりこれは、この適用企業  
については今後配当をされるというよりは比較的  
少ないのではないかと、あまりないのではないかと  
いふふうには考へております。と言ひますのは、過  
去の相当な累積赤字を今日かかえておるというよ  
うな企業が大部分でございますので、配当の問題  
は比較的少ないかと思ひます。

しかしここでいっておりますのは、肩がわりを  
受けている途中に全然配当を認めないという趣旨  
でもございませぬ。ここでいっております、特に  
第九條あたりで元利補給契約の解除の中の二項で  
ございませぬが、第二條第一項の基準に該当しない  
こととなつたときには補給契約を解除するといふ  
ような規定がございますが、こういふものは結  
局自主的な健全経営を目的にした財務で判断をい  
たしますので、通常の会社経営の見方ではないに実  
質上の配当、積み立てべきものは十分積み立てさ  
せるというふうな面から見て、何と申しますか、  
異常債務がなくなつたかどうかといふよう  
な判断をいたすわけでございますので、再建企業に  
なつた場合には、今後十年間全部配当できない  
というわけでもございませぬ。ただし、それ  
は十分にやはり企業の財務内容を健全化した上で  
配当していただきたいというふうには考へておるわ  
けでございます。

それからもう一点、金利の問題でございます  
が、これは元利均等償還契約になるわけですが、  
その元利の利のほうでございますが、政府関係に  
ついては六分五厘を均等償還の対象にし、市中金  
融機関については五厘だけを対象にするという点  
についての御指摘でございますが、政府について  
は、これは当然、もしここで元利均等償還しな  
ければ、別の手段で政府は一般会計から補てんを  
しなければいかぬといふような関係がございませ  
ぬので、利子全額取り上げたわけでございます。市  
中銀行につきましては、これは金利は通常八分三

厘とか八分五厘とかいろいろケースによつて違  
ひますが、五厘の差額はやはり困もこれだけの石炭  
鉱業について助成策を講じますけれども、市中金  
融機関にも、やはりこの程度の負担と協力はして  
いただくたいという趣旨から、あえて市中金融機  
関につきましては、利子全額についての元利均等  
償還ということでない形をとつたわけございま  
す。

しかし、これによつて、こゝろ切つたこと  
あるいは市中金融機関に対して負担をしいたこと  
によつて、今後市中金融機関が石炭鉱業に対する  
金融について協力を渋るんじゃないかといふよう  
な御質問でございます。若干その懸念がないわけ  
ではございません。現に全銀協等におきまして  
も、この点の御指摘がございませぬが、その後  
私どもは全銀協とも数回にわたつて折衝をいたし  
まして、今日では一応了承されておるわけござ  
います。これだけの措置をするわけでございます  
ので、私どもとしては市中金融機関は今後この法  
律が通りました際においては、当然石炭鉱業に対  
して金融協力していただけるもの、またしては  
だくように、私どもも協力を強く要請する所存で  
ございませぬ。

○三原委員 終わります。

○多賀谷委員 午後五時。パナナ事件があり  
ますから、それで足をとめられちゃつたのです。  
ですから、基本の問題は残して、細部だけ質問を  
願ひます。

○中村(重)委員 基本問題について大臣に質問し  
たかつたのですが、十八日にまた予定されておる  
ようでありますので、その際に基本問題について  
はお尋ねすることになります。

石炭局長にお尋ねをしますが、石炭局長は石炭  
の井上といわれるくらい石炭鉱業の再建につい  
て、きわめて精力的に取り組んでこられたわけ

あります。その点敬意を表してはいるわけですが、  
今度の再建整備の臨時措置は井上局長の野心的な  
施策とも言えるんじゃないか。この施策によつて  
石炭鉱業が再建し得るといふ確信を井上局長は  
持つておられるか、まずその点をあなたにもひと  
つ基本的な問題について一応お尋ねをしまして、  
具体的な法案の内容についてお尋ねをしてみたい  
と思ひます。

○井上(元)政府委員 先ほど三原先生の御質問に  
も関連いたしましたので、ある程度お答えいたしたわ  
けでございますが、重ねての質問でございますので  
で、私の考え方を申し上げさせていただきますとい  
思ひます。  
石炭鉱業が今日不況にあることにつきまして  
は、諸先生御指摘のとおりでございます。基本  
的には私も楽観したり気をゆるめたりしている筋  
合ひではございません。今後ともやはり昨年の八  
月の閣議決定を一つの大きな基本柱としてしま  
して、あれ以上の努力をしていきたいと思います。  
業の安定というのには必ずしも期しがたい  
といふふうには考へております。しかし、御承知の  
ように石炭鉱業審議会が、昭和三十七年以降の検  
討の結果といつても差支つかないかと思ひます  
が、昭和三十七年には第一次石炭鉱業調査団を編  
成しまして、激しい討論の末に一つの答申を出し  
ました。引き続いて、昭和三十九年にはやはり第  
二次石炭鉱業調査団が編成されて、第一次答申の補  
完的な施策をいたしたわけでございます。さらに  
昨年におきましては、これは三木通産大臣のとき  
でございますが、当時災害等の問題もありまして、  
同時に、石炭鉱業の現状も必ずしも将来の自立が  
期しがたいといふ事態があつたわけでございます。  
す。三度目の正直といひますが、最後の石炭鉱業の  
安定対策をつくるべきだといふ大臣の御諮問があ  
りまして、以来一年余りにわたつて、石炭鉱業審  
議会としては第一次答申、第二次答申に引きつ  
つて抜本的な対策をつくらうといふ意欲で検討が繰  
り続けられておるわけでございます。一応私として

は、昨年の八月の閣議決定に盛り込まれております。昨年の八月の閣議決定に盛り込まれております。昨年の八月の閣議決定に盛り込まれております。

今後は政策の柱になりましますものは、何と申しましても、ことしから国会の御審議を受けて御了承

いたたく特別会計の新設、これがやはり画期的な措置であるかと思ひます。この特別会計は原重

油関税収入、これがまっすぐ入ってまいります。石炭対策がその関税収入でまかなえない、不十分

であるというときには、一般会計もこれに繰り入れをすることができるといふような体制ができる

わけでございますので、これが今後の石炭鉱業に對する財源的な一つの大きな背景になるわけでご

ざいます。この財源を石炭鉱業の今後の再建と安定のためにいかにうまく使っていくかということが、私どもに課せられ使命ではないかといふふう

に考えておりますが、政策の柱としましては、先ほど申しましたような、やはり石炭鉱業が私企業として今後やっていくためには、今日この

ままの状況では私企業としては全く立ち行かない現状であります。これを立ち行かせるための施策としては、やはり過去のこういつた異常負債を解消するといふようなドラステイックな施策が必要

らこういふ施策によつてもなお石炭鉱業の安定を期しがたいといひます場合には、あわせて安定補給金の交付ができるという政策の柱もできたわけ

でございますので、私は石炭鉱業の経理財務面の改善のための閣議決定としては、これだけの柱

があることによつて可能になっていくのではないかと。ただしかし、それでは閉山は一つもないかと

いうと、この点につきましてはやはり石炭鉱業は資源産業の常でございますので、老朽鉱山と申しますかあるいは炭量もないといふようなところにつ

きましては、これは今後とも閉山があらうかと思ひますけれども、しかし相当優秀な炭量を長期にわたつて持つていけるといふような企業について

は、私はこれだけの施策を前提にすれば、長期にわたつて十分やっていけるといふふうにございます。ただ先ほど三原先生の御質問にお答えいたしました

ましたけれども、たった一つ私が特に今日心配し、将来施策を補完しなければいかぬと思つておりますのは需要確保の問題であります。これは石炭鉱業審

議会が昨年答申を出しました当時の需要の見通しと一年立ちました今日の見通しでは、やはり一般炭の需要の問題につきまして、一般炭の政策需要

ではなくて、一般産業向けの需要あるいは暖房用炭の需要の見通しが、もっと需要の減少の見込みが強いのではないかと傾向がありますので、こういつた点についてはさらに政策需要の補充、拡充といふような点について努力しません

なつたように、もう石炭鉱業の安定策としてはこれが最後である、こういふ結論的な、またこれで安定し得るといふ確信の上に立つて答申を求めたといふことになるわけですか。

○井上(亮)政府委員 最終答申といひますことは、昨年の七月に出されました答申は基本策としての答申の最後の答申という意味であつて、実は

前年の十二月に中間答申を出しております。その中間答申に対して最終答申、こういふ意味でございます。これで政府の施策は終わりという意味ではございません。

○中村(重)委員 私この最終答申の意味は、いわゆる中間答申に対する最終答申であるという理解であつたわけですが、あなたも三度目の正直でいわゆる最後の安定策であるといふお答えであつたので、この最終答申といふのもそれを意味づけ

ておるのかどうかといふことをあらわかに伺つておきたかつたわけ、まあその点はわかりました。しかし少なくともあなたは、これらの諸施策を講じていくことにおいて石炭産業は安定し得るといふ確信の上に立つておられる、こういふこととございますから、それら点に対しては基本問題とあわせて、できればまた十八日にお尋ねを

したい、こう思ひます。さらにいまあなたのお答えの中で、関税収入でまかなわれない場合一般会計から繰り入れができるんだ、こういふことですが、これに対しては、たとえは離職者対策であるとかあるいは鉱害あるいは産炭地振興、そういうような費用に對して一般会計から支出し得るといふ取りつけをしておられるのかどうか、その点どうなんでしょうか。

○井上(亮)政府委員 御指摘がありましたように、石炭対策特別会計の中には狭義の意味の石炭対策だけではない、産炭地振興対策——産炭地振興といひますと非常に広い意味がありますが、この産炭地振興対策は特別会計の中では通産省石炭局が所管している予算のみ、こういふ話し合ひになつております。つまり産炭地振興といひまして

も道路の整備もありますし、港灣の整備もあります。そういった基盤整備の問題が入りますが、そういうところまではこの特別会計には入らない。そうじゃなくして産炭地振興事業団の出資業務を中心にして石炭局が産炭地振興臨時措置法によつて

具等に利子補給をしたりいろいろいたしてあります。そういう程度までを入れて、それ以上拡大して予算をこの特別会計には入れないといふようにことは狭く解釈いたしてあります。それから離職者対策についても、これは炭鉱離職者に固有の一般の離職者とは違つた面を取り上げるという考え方に相なつております。そういうような考え方で一応離職者対策とかあるいは産炭地振興対策とか、あるいは電燈にいわゆる石炭火力を建設してもらいます場合の出資等もこの対象に入るといふことになつております。しかしそういうものを入れますと、今後の趨勢を見ますと、関税収入だけでまかななかなかない見通しがございます。したがひまして、私どもとしましては

予算編成に際しまして、特に当初は産炭地振興対策とかあるいは鉱害対策とかあるいは離職者対策等につきましては、これは特別会計の外で一般会計から当然の措置として見てもらいたいという要求をしたわけでございますが、大蔵当局は、私が

当初申しましたようなものを入れるかわりに、もし全体としての石炭対策で関税収入だけでは財源が足りないといふときには一般会計の繰り入れを認めますといふことに話し合ひがなりました。そういう前提で特別会計法が組まれておるわけでございます。

○中村(重)委員 一般会計から特別会計の中に繰り入れをするといふお答えですが、ただ関税収入がすつとふえてきますね。したがつて流用するといふ意味で一般会計から繰り入れるといふことと、そうじゃなくして一般会計から純粋に繰り入れていくといふ行き方とあるわけですね。それは後者の意味ですね。

○井上(亮)政府委員 予算要求は、とにかく必要な予算は全部要求する。そうして必要な予算は大

蔵省の査定によってつけてもらおう。つけてもらったトータルが関税収入で足りないときには、その足りない分だけを一般会計から補ってんして特別会計に入れて、加えたもので特別会計の規模をつくる、そういうような形でございます。

○中村(重)委員 それでは法案の中身に入っていきますが、この措置によって中小炭鉱というものは実質的に対象となり得ないということになるのではないかと思います、あなたはどうか考えますか。

○井上(亮)政府委員 今日実はこの法案の審議をお願いしておりますのと並行いたしましたして、大手企業、中小炭鉱、それぞれ要するに來たるべきこの法律に基づく再建整備計画、肩がわりの措置をお願いするところのお申し出のある企業につきましては、たゞいま個別の検討会をやっておるわけでありませんが、中小炭鉱につきましても相当将来とも炭量もありませんし、それから経営としてもなかなかかつかかりしている、しかし当面石炭産業の持っているいろいろな困難な事情で赤字もあるし、なかなか苦しい、苦しいけれども、しかしやりようによりまして将来十分再建ができるという企業も相当あるわけでございます。そういう企業につきましては、当然この法律の対象にいたしたいというふうにも私は考えております。

○中村(重)委員 中小炭鉱を再建整備計画の対象にしないという事は、それはあり得ないのだけれども、形式は別として、実質的に対象となり得るかどうかが問題なんです。十年ないし十二年計画ということになる。しかもこの法律の内容を見ても、むしろ厳しい条件というものがついておるのです。そうしてみると、この条件にはたして適合し得るかどうかが問題になる。中小炭鉱としては皆無ではないかもしれぬけれども、ほとんど対象になり得ないのではないか。しかもあなたの方ではこの再建整備という事によって近代化、合理化を進めていくという事になってくる。そうなると、閉山計画というものもこれと並行して進めていくであ

らうと思われる。そうなると、中小炭鉱というものは事実上これの対象となり得ないということになる。その点に対してのあなたの具体的な見通しはどうなんですか。

○井上(亮)政府委員 お説のような点も確かにあるろうかと思えます。特に中小炭鉱につきましてこの法律の適用ができるかできないかという最大の難点は、これだけのやはり会社経営に対する監督体制等もありませんけれども、それよりもどちらかというところ、まず中小炭鉱について私ずつと個別に検討してみますと、大多数の企業が累積赤字を持っていない、そういう企業が多いわけでございます。そういうことになりまして、累積赤字が全然ないような場合に国が肩がわりするということもおかしなものであります。それは大手にもそういうのがございます。そういう場合にはこれは対象にはなりません。それから炭量の点で四、五年しかない。四、五年しかないという事は、ここ二、三年の間には閉山せざるを得ない。そういうような企業についてはやはりこの制度として乗りこいくという問題は、確かに先生御指摘されるとおりでございます。しかし今日、この中小炭鉱でも十数社がこの適用をお願いしたいという希望意見がありまして、それらの企業についてたゞいま検討をいたしております。

最後に困難な点は、やはり市中金融機関がむしろ逆にこの肩がわりを希望しないという場合が出てやせぬかということをおもひを私におかれたい。これは全部じゃありません。その中の一部のものについては、むしろ市中金融機関としては担保を持っておりますから、わずかなものの肩がわりを受けるよりも、肩がわりの恩恵を受ければ、必ず私どもは金融機関に今後のその山の金融についての協力を要請いたします。これは当然でございます。これだけの肩がわりをして、あとの金融協力を要請しないわけにはいきませんので、私どもはやはり金融協力を要請するという事になります。金融機関のほうで難色のあるものもあるかもしれません。今日まだそういう事例は出

ておりませんが、観念的に見ればそういう問題もあるというふうには考えます。しかしその場合については、私どもはできるだけやはりこれを親切にいたしますが、中小炭鉱の味方になって、金融機関等については相当強く協力をお願いしたい、私どももそういうお手伝いをいたしたいというふうには考えております。

○中村(重)委員 中小炭鉱で累積赤字を持っていない山は少ない、こういうことですが、中小炭鉱の経営が決して健全であるとは言えない、累積赤字を持っていないという裏には、低賃金であるとか、あるいはきびしい労働条件というものが押しつけられていて、単なる企業努力というものによって健全に運営をしておるのだというようにこれを簡単に片づけるわけにはいかない。そうしてみると、この労働事情といったようなもの等々から考えてみると、いまのような中小炭鉱の労働条件というものがそのまま継続できるかは考えられな。したがって、この再建整備計画の中に、中小炭鉱が累積赤字がないということか、あるいは金融機関が、まあ多額の金利になるわけでありまして、条件低下するということか、これをがえんじないというふうな事であるか、あるいはその他いろいろな関係が私が出てくるか、あるいはその他すけれども、中小炭鉱に對してはやはり労働条件を向上させる、賃金ももちろん引き上げていくということではなければならぬわけでありますから、そういう場合に中小炭鉱は経営困難におかれています。その場合にこれをどうするかということ、こういう再建整備計画と並行して考えていかなければならぬと私は思ふ。その点に對しては、単に百円、二百円の安定補給金を中小炭鉱に考えているのだからそれでいいじゃないかというわけには私はまいらないと思ふ。したがって、中小炭鉱に對する事実上の再建対策というものは、お考えになつておるのではないかと思います、その点はどうか。

○井上(亮)政府委員 お説のように、中小炭鉱の今日の状況を見ますと、経理が比較的大手に比べて

るといいという裏には、その原因の一つとして、大手につきましても相当たくさん山の山をいままで戦争中以來かかえてまいりまして、やはりエネルギー革命の影響を受け、かつ合理化の一環として相当多くの山を閉山してきた。その異常債務が非常に大きく財務の面の圧迫になっておるわけですから、そういう金利負担等が大手にはある。中小炭鉱の場合には一山一社の場合が多いわけでございますから、そういう意味の異常債務はあまりないというふうな点が身軽にしている一つの原因であるかと思ひます。それからもう一つは、中小炭鉱の経営につきましても、まあいろいろございまして、概して大手ほどの大規模開発といひますか、深部開発というふうな形ではなくて、比較的簡易な採掘方法による出炭をやっているという意味から、経営コストが大手よりも安い要因を持つておる。それから御指摘のように、賃金が大手と比べますと最近では相当接近はしてまいっているようにございまして、それでもなお特に九州地方におきましては相当の開きがあるというふうな事情がそういうことになったと思ひます。これはいわば経営努力と一言で言えは言えるかもしれない、あるいは低賃金の上にもそういう経営の安定が保たれているという言い方もできましようけれども、いずれにいたしましても、そういう事実情があつて、中小炭鉱は今日まで現に生きておる企業についてはやはりいかに堅実な経営をしてい

ておるのか、その点に對しては、単に百円、二百円の安定補給金を中小炭鉱に考えているのだからそれでいいじゃないかというわけには私はまいらないと思ふ。したがって、中小炭鉱に對する事実上の再建対策というものは、お考えになつておるのではないかと思います、その点はどうか。

そこで私どもは、この中小炭鉱につきましては今後金融面がやはり一番むずかしい問題であろうと思ひますので、金融面等につきましても、これは中小炭鉱の一つのハンデとして担保力の問題がありますから、これについては十分やはり大手以上の配慮をもつて特に考えまさんとできませんので、そういう点を今後十分考えて施策をやつていきたいと思ひますし、それから安定補給金等につきましても、これはやはりこれから中小炭鉱も賃金格差を是正していく——是正しませんが、また

労働者を確保できません。そういうこともあろうと思ひまして、特に今年度から安定補給金制度をまず中小からというふうな意味でやられたわけでございます。なお、中小炭鉱にはそのほか坑道掘進補助等も、これは大手だけの施策ではございませぬ、中小炭鉱にも当然筋どおり適用していくということにならうかと思ひますので、こういふことをしていくことによつて、先生も御指摘になりましたように、できるだけきまかまかに指導してまいりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 再建整備計画の中に鉱区の調整というのがあるのですが、この鉱区の調整というものが、一番重要な問題であつて、指導してもなかなか成果があがっていないことが実情だろつと私は思ふ。この再建整備計画の中に鉱区調整というものを掲げておられるけれども、どの程度これに對して積極的な取り組みをしようとお考えになつておられるのか。また、再建整備計画というものの中において鉱区調整というのほどの程度の比重を占めるのか、その点はどうなんでしょうか。

○井上(亮)政府委員 この点につきましては、合理的な鉱区調整については相当強い姿勢で断行しようという決意で臨んでおるわけでございます。実は、これは何も今回の再建整備計画についてだけやろつという趣旨ではありませんで、実は、もう昨年当初以来、この鉱区調整については、私も、やっぱり石炭鉱業として従来のような考え方を捨てて積極的に鉱区調整に臨まざるべきである――鉱区を持つておられるところが放す場合です、必ずすべきであるという指導をしてきて、昨年は、かつてない鉱区調整の実績をあげております。これは中小だけでなくて、大手の懸案のところも相当調整を行つておる実情でございます。

それから、経営者のほうも、従来なかなか鉱区調整は、石炭産業の将来の炭量確保とか、いろいろな意味で命綱のような感じがあつたものですが、この調整に臨まなかつたわけですから、最近では比較的協力的になつてきて、たとえ、私どもが特に必要だから鉱区調整をお願いを

するといふ仲立ちをいたしました場合に、いままで断られた例は大手の場合あまりないといふくらいに協力的に相なつております。

今度つくり出すこの再建整備計画におきましても、必要な鉱区調整については当然一つの条件として取り上げていきたい。しかし、条件といひましても、当該企業、鉱区をもらいたいほうに条件をつけるというわけにいきません。やるほう、鉱区を譲渡するほうの問題になるわけですから、そのなりのまゝ、やはり適当な対価を払わなければいけません。ぬといふようなことにもなりませんので、そういう点も考慮して、なかなか当事者と話し合ひがつかぬ場合には、審議会の経理審査会で通産大臣の認定の前に御検討を詳細にいただきますので、そういう経理審査会の意見というふうなものを付けていただいて、そして私どもとしてもその線に沿つて指導するといふふたやり方していきたいといふふうに考えております。

○中村(重)委員 私がお尋ねした点はその点なんです。もうほうほうは問題じゃない。やるほうの問題だ。ところがもうほうほうもやるほうも、これは当然再建整備計画の対象になるであらう。してみると、この計画の対象とならうとするならば、もうほうほうもやるほうもその意味においては同じになつてくるわけですから、いろいろ問題がある、むづかしいので、なかなか成功しない、しかしあなたの方がその努力は認められた、成功はしなかつたけれども、この再建整備計画の対象にはしようといふことになつてきたのでは、鉱区の調整といふものはなかなかうまくいくものではない。したがつて、この点はあなたの方としては再建整備計画の対象とするためにどのような態度で臨んでいくのかといふことをお尋ねしたのでありますが、一応の考え方はわかりましたから、その点はよろしいです。

そこでまた、通産省令で今度は基準といふものを定めていくわけですね。この基準の定め方というものが、私はこの計画が成功するかしらないかといふことに対して非常に重要なウエートになつて

くるのではなからうかと思つてございしますが、その点に対してはどのようにお考えになつておられますか、具体的な考え方を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 この法律に関連いたしました、いろいろな基準とかいろいろの措置を政省令にゆだねている面があるわけでございしますが、まず第一に、通産省令で定める基準に該当するものはという規定が第二条の冒頭にあるわけでございしますが、これは要するに、再建整備計画をつくりたい、つくつて、いわゆる肩がわりの対象企業になりたいたいといわれます企業についての入り口の基準でございまして、これは二点の省令で定めたい。第一は財務状況についての基準でございまして、第二は今後の採掘可能鉱量についての基準でございまして、財務の状況につきましては、これはかつて答申にもありましたように、やはり今日まで累積の異常債務もあるいは累積の赤字もないというふうな企業については、国が特段の助成をする必要もないわけですから、もうかつて高率配当をしてきている会社にどういふ特別の措置をするわけにいきませんので、そうでない企業というふうな意味の内容、累積赤字またはこれに類する異常債務があるというふうな内容にいたしたい。

それから採掘可能鉱量は、一応私ども今日考えておりますのは、原則として十年以上の採掘可能鉱量がある、少なくともその程度のものであるといふことを条件にいたしたい。原則としてと申しましたのは、これは中小炭鉱に對してやはり若干の配慮をする必要があらうかと思ひますので、そういう場合にはこの原則を適用してやりたいといふふうに考えております。

○中村(重)委員 財務の状況といふことについては、累積赤字があること、状況はそれでわかるのです。ところが財務計画といふのが必要になつてくるわけですね。これが私は問題になると思つて、財務計画といふことになつてくると、経営全般の問題が出てくるわけですから、賃金の問題なんかもこの問題になるのではないか。いま労働者の賃金

を七割アップという形で計画が立てられている。ところが七割ということになつてくると、炭鉱の労働者の平均賃金からいいますと、かりにこの賃金にいたしますと千八百円でありませぬ。そうすると、その他の産業は四千円ないし五千円のアップになる。炭鉱の労働者はより過重な労働、非常に環境の悪い条件の中で重労働をやつておる。それに対してわずか七割、千八百円のアップで炭鉱労働者に満足しろといつたつて、できよう相談ではございませぬ。初めからそういう意味の財務計画といふことを考へておるとするならば、これは失敗をするといふことは明らかなんです。だからその財務計画にいうところのいわゆる労使の関係、賃金であるとか退職金の問題であるとか、あるいはその他の条件といふものがどういふことになるのか、その点はひとつ明確にしておく必要があると思ひます。考え方をひとつ明らかにしていただきたい。

○井上(亮)政府委員 ごもつともな御質問でございまして、私どももその点につきましては、この法律をつくり出すときにあらゆる角度から配慮をいたして、今後の運用について誤りなきを期したいといふふうな考え方を練つておるわけでございしますが、特にこの財務計画の中における賃金問題については、今日の私の心境は法律の必要要件にしたくない。まだこれは決定いたしておりませぬけれども、私の考え方としては、賃金問題についてはこの財務計画の法律に基づく法定要件としての問題にしたくない。したがつて、そうじゃなくして全体としての財務状況、賃金が若干千定よりも上がつても、また企業が別にあるとか、あるいは流通経費の節減ができるかといふようなことでカバーできる面もあるわけにございしますが、そういう面を全体として見ていくといふふうな形でこの財務計画をつくりたいといふふうな考え方を考へております。もちろんただ法律に基づく計画の要請として、そういう骨組みのみの計画にいたしたいと思つております。しかし参考資料としてはもちろんそれはより精緻な計画を求めるといふようなこ





います。

○井上(亮)政府委員 第六条に「利益を計上した  
場合の納付金」というような規定があるわけでござ  
います。まず基本的には先生が御指摘になり  
ましたように、異常な企業努力をして収益性を高  
めてきたという場合に、政府が政府の措置  
によって、企業努力を阻害しないような配慮が必  
要ではないかという御質問でございますが、先ほ  
ど三原先生からも同様趣旨の質問があったかと思  
います。私もその点については、運用するもの  
として、当然そういう不合理なことのないよう  
な配慮をしなければいかぬというふうに考えてお  
ります。ただ第六条で規定しております「利益を  
計上した場合の納付金」といいますのは、二点触  
れておりますが、一つはもう過去の累積赤字が全  
部なくなつた、健全財政、健全財務計画を  
とつても、いわゆる退職金にしても積み立てるべ  
きものは全部積み立て、それから異常なもの全  
部落として、全部そういう健全財政の整理を行  
なつて、なおかつ異常債務が全部きれいになつ  
ちやつたという場合には、やはり一定の利益——全  
部とは言いませんが、利益のうち一定基準以上の  
ものについてはそれを国庫に納付していただくこ  
うの規定でございます。しかもこれは終りま  
してから、第二項では十年間の元利均等償還、政  
府については十二年ですが、それを終りまして  
から五年間のみ返してもらおうという規定も  
ございまして、その後におきましてはこれは卒業  
生になるわけですから、そういう制約は全くな  
くなるというふうな体系にいたしておるわけでござ  
います。しかしいづれにせよ先生の御質問、御  
懸念はごもっともだと思いますので、そういう御  
懸念を生じさしめないうる運用を十分やっつい  
きたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 努力をした——これは経営者も  
同時に経営努力をやる、労働者も努力をするわけ  
ですが、努力をしても労働者にはその成果ははね  
返つてこないということになってくるとやはり問  
題がある。そうした労使ともに努力をしていく。

しかし労働者の条件というものは、これは炭鉱の  
場合におきましては、その類似の産業と比較いた  
しまして、賃金の問題その他の条件においてきわ  
めて悪いということだけははっきりしておる。そ  
こで努力をやつた。そして利益を計上すること  
になつたという場合、単にこれを国庫に一定額以  
上納付しろということだけでなくて、労働者に対  
して特別な配分というふうなものも当然考慮され  
てよろしいのではないかと私は思う。その点に  
対してはどのようにお考えになつておられます  
か。

○井上(亮)政府委員 ごもつともな御質問でござ  
いまして、経営が非常に好転いたしましたして、特に  
累積赤字等も全部解消したというふうな経営改善  
が見込まれました場合には、当然利益を計上す  
る前に、やはりこれは労使の話し合いによりまし  
て——これはあくまでも政府の関与すべきこと  
ではありませんが、労使の話し合いによりまして、  
労働条件の改善とか賃金問題とかいふような点に  
ついて妥当な配慮をして、その上で利益を計上す  
べきものと私は考えておられます。

○中村(重)委員 あなたのほうの法律案の冒頭に  
書いておられますように「この法律は、急激かつ大  
規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭  
鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずる  
ことにより、石炭鉱業の再建整備を図り、もつて  
将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を  
遂行させることを目的とする」となつておる。  
したがって大規模な合理化が行なわれたというこ  
と、これの政府責任というのをどのようにお考  
えになつておられるのか。いわゆる政府の合理化計画  
というふうなものも適当ではなかつた。その結果  
石炭鉱業というものが異常な状態におちいでき  
た。こういうことなから、この再建整備措置  
によって利益を計上するようになった場合に、当  
然これを国庫に納付をしなければならぬのだと  
いうふうなことできびしい経理審査をしていくと  
いうことになつてくると、先ほど私が申し上げた  
ような点も出てこないとは言えない。いわゆる取

支とんとんという形であればいいじゃないかと  
いろいろなことが出てくるのでありましょし、あ  
るいは罰則の問題もあるわけですが、虚偽  
の申告とかいろいろ問題も、いわゆる作爲的な  
ことが出てこないというところは言えないのではな  
いか。私はそういう点に対する配慮というものが  
なければならぬと思つておられます。

○井上(亮)政府委員 罰則規定は十八条に規定さ  
れておりますが、これはただいま先生のおっしゃ  
りましたような意味の罰則はございません。こ  
にありますが、三項のみでございます。  
○中村(重)委員 私が言つたような意味の罰則は  
ないと言つて、要するにいろいろな形においての  
罰則がありませぬ。この罰則の内容は何であつた  
にしても、三万円以下でせう。その処分を受け  
たという場合に再建整備計画によるところのい  
ゆる契約解除というものによつて補助が打ち切ら  
れるという形になるのかどうか、その点を聞いて  
いるわけでは。

○井上(亮)政府委員 まず元利均等償還契約を結  
びます。その契約を解除する条件といたしまして  
は、その前に政府といたしましては、いきなり解  
除というのをいたしません。できるだけ勧告  
措置を間に入れて、そして勧告に従わないと  
きに解除という考え方でまいりたいというふうな  
法体系にいたしております。  
第九条を見ただけですと、第一項はこれは  
当然のことですが、石炭の生産事業をやめてし  
まった場合には将来にわたつて解除する。第二項  
は、非常に経理内容が優秀なものになつても完  
全な自立体制になつた場合には補給契約を解除で  
きる。三項目が十五条の規定、これは勧告でござ  
います。通産大臣の勧告に従わないときにはそ  
の補給契約を解除するといふ法体系にいたしてお

ります。勧告の内容としましては、再建整備会社  
がその計画を実施していかないというふうなときに  
は、その計画を確実に実施するようにしなさいと  
いう勧告——勧告と申しておりますが、やはり指  
導が当然の中に入ると思つておられます。指導勧告、指  
導もしないで、ただいきなり勧告だけで切つてし  
まうといふことは私も私も運用してはいたしま  
せん。指導と勧告をいたしたい。  
それから最後に、第三項に、要するにこれは経  
理勧告に關連いたすわけでございますが、これに  
違反しておるといふような場合にはその計画を直  
しなさいといふような勧告をするわけでございます  
から、それ以外のものについては保証契約の打  
ち切りの対象にはしないという方針にいたしてお  
ります。

○中村(重)委員 十八条については打ち切りの対  
象にはしないといふことはこれでわかつたわけ  
ですが、契約解除になる。先ほど三原委員の質問に  
対してはお答えになつておられたのですが、金融  
機関がそこで損害をこうむることになる。その財  
産処分をやつた残りの二分の一に対して損失補償  
をするという規定に実はなつておるようです。先  
ほどあなたは三原委員の質問に答えて、金利も  
五割を保証することになる、政府関係が六五割。  
政府関係のほうは損失が出た場合に一般会計から  
繰り入れができるのだから、これはそれでよろし  
いのだ——必ずしもそうじゃない。政府関係金融  
機関といふのは商工中金もその一つでありますか  
ら、必ずしも一般会計から繰り入れできる  
とはいえない。この政府関係金融機関と民間金融  
機関との金利が六・五割と五割になつておるとい  
うことはどんなものであるか。また償還期限にい  
たしまして、片や十二年、片や十年である。こ  
の条件も違ふ。これには先ほどの御説明等から一  
応納得するといつたとしても、金融機関がこうい  
う条件であつてはあとの金融をするといふこと  
について難色を示すなんてことは常識として私には  
考えられない。少なくとも国が保証するものは、  
金融機関がその債権に対して国から保証しても

らったということになるのだ。現在の石炭鉱業の状況、いわゆる経理状況というものはわかり過ぎるくらいにわかっている。なるほど担保もある。しかしその担保というものは経営が苦しくなったからといって直ちに執行できるものではないわけなんだ。だから国が保証される、均等償還されるということは、銀行としては非常に助かるわけなんです。私は、あなたが先ほど御答弁になったようなことではなくて、むしろ金融機関救済の色彩というものが非常に強いというふうに考えている。だから五割の金利まで保証する、ましてや契約解除になった、そして財産処分という形には進むのだけれども、そこで損失があった場合には、二分の一を国が保証するというまでの必要があるかどうかということが一点考えられる。

いま一つは、金融機関以外に、中小企業であるとかその他の弱い立場の債権者という者の債権保全ということに対してはどのようにお考えになっておられるのか。そこいらの関係というものをひとつ明らかにしてもらいたい。

○井上(亮)政府委員 損失の補償の問題でございますが、これは先ほどお答えいたしましたように、今日の石炭鉱業の現状は先生もよく御存じのとおり、普通の状態におきます場合、従来程度の政府の助成策を前提にして放置しておきました場合には、おそらくほとんどの企業に対して、大手といわず、中小はもちろんでございますが、金を貸さないのではないかと。これは私も数年前から日ごろ非常に苦しんでおるわけでございますが、政府の金融機関すら、貸したくない、こういうことを私どもに申しているというふうな状況でございます。いわんや市中銀行におきましては、率直に言えはほとんど貸す意思がないのではないかと、いろいろな現状に置かれていたのではないかと、いろいろ考えております。

そこで、今後私企業として石炭鉱業を再建させるという場合に、こういったドラスチックな政策を用いたわけでございますが、この措置はあくまでも石炭鉱業に対する助成でございます。これだ

けの措置を金融機関にいたしますけれども、同時に私どもはこの再建計画の作成に際しましては、今後長期にわたる計画をつくるわけでございまして、その長期にわたる計画について金融機関の協力を要請することが条件になるわけでございまして、そういって意味で、少なくともこの程度の措置がない限り金融機関は石炭鉱業に全然協力をしないという状況でございます。今後長期にわたって金融機関の協力を要請する、つまり追加貸し出しの要請をさせるというふうに考えておるわけでございまして、したがって単なる金融機関に対する助成とか救済策というより性質のものではないかと、もし私が金融機関に対する救済策なんということをかりに言ったといたしますと、金融機関はもうけつこうだ、今後貸さないから要らない、こう言いかもしれないという現状でございます。

○中村(重)委員 あなたの考え方は、債務そのものの肩がわりをするということが目的じゃないのであって、追加資金を供給させるための誘い水として考えているのだというお答えであったわけですが、しかし、いずれにいたしましても、私は金融機関に対するところの救済的な色彩が強いという考え方はどうしても念頭から去らない。しかしあなたの方の考え方は、実はおかたなわけでは

ない。そこで、この計画の中に投資計画というのがある。この投資計画ということはいわゆる社外の投資ということを意味するのであると私は思うのですが、少なくとも政府資金というものが相当投入された。ところが石炭企業というものは肝心の石炭鉱業を強化するといういわゆる近代化、合理化のためにその資金を使わない。ほかにこれを投資するという傾向が相当強かったと私は思う。なおかつ再建整備計画を適用された後においても、この社外の投資ということを認めていくという考え方の上におかれておられるのであります。この範囲はどの程度を考慮しておられるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○井上(亮)政府委員 十三条に、投資等の計画を

運産大臣に届け出させるという規定があるわけでありまして、これは毎営業年度の開始前に毎年計画を届け出さなければならないことになって、これは先生も御指摘ありましたように、ねらいは主として経理監督の面からの届け出でございまして、したがって、そういう意味では石炭鉱業を充実させ、かつ鉱内の近代化をはかるための投資というものはむしろ重要ではございまして、社外に対する投資については監督をいたしたいというのが主眼でございます。この社外に対する投資につきましては、先ほど三原先生からも、石炭産業はむしろ新分野を開拓していったらどうだ、そうして自立体制をとるべきじゃないかというお話がございましたが、そういう意味ではいいわけでありまして、ただこれをいたすに、何といたすか、石炭鉱業の再建、石炭資源を守っていくためにこそ国が助成をするわけでございまして、金に糸目はないというもので、そういう石炭資源を守るために助成されている企業が、国の助成を受けた余裕金をあまり不要不急のものに持ち出されるというふうなことは、石炭産業として必ずしも好ましくない面があるわけでございまして、したがって、そういう場合にはこれはよく当該企業と実態を協議しまして、必要に応じて勧告もするしあるいは取り消しをする。

しかし一応ここで、むしろ社外投資についてどういうのを認められるかという点を申し上げますと、たとえばこれは離職者対策のために会社がどうしても第二会社といいますが、関連企業、子会社をやはりつくらざるを得ないというふうな場合がございまして、こういう場合の投資は、私はまず認めなければいけません。それから第二には、需要確保のためにたとえば共同火力をつくって、あるいは共同火力に対して追加出資をしていくというふうな社外投資の問題もございまして、たとえば常磐共同火力とか九州の共同火力、その他需要の確保のために発電所に積極的に出資していくというふうな問題があるうと思っております。そういう場合も、当然これは社外

ではありますけれども認めていかなければいけません。それから第三点は、やはり地元の要請と離職者対策の問題ともからみますけれども、これは産炭地振興に企業としてやはり協力せざるを得ないというふうな場合に、社外に投資することもあろうと思っております。そういうふうな場合には、当然これは認めていかなければいけません。ケースバイケースで、要するに石炭産業を守るための助成でございますから、それでない面に資金が流用されないような配慮をしなければいけませんというふうに考えております。

○中村(重)委員 私もそのとおりだと思っております。離職者対策といつても、その離職者を何人か使っていないと離職者対策ということになるでしょう。具体的にいつ熱海高速度道路に投資することが離職者対策になるのか、石炭とどういふ関係があるのかといったような問題を、私はきびしくやはり規制するところは規制をしていくということではなければならぬと思うのです。

なお、この措置で考えるのですが、抜本対策としてどういふ財源措置を講じられるならば、もつとほんとうの意味の抜本対策は考えられなかつたかということですが、いつも問題になりますところの流通機構の問題であるとか、あるいは銘柄整理の問題であるとかいろいろあろうと思っております。飯場体制の問題もそうなんです、そういうことになせもつと抜本的に取り組まなかつたのか。だからして、単に炭鉱の経営者の責任を肩がわりしてやる、ただそれだけのことじゃありません。これならいままでもやってきたことと同じなんです。三度目の正直というわけなんです、三度目の正直ということになります。おそろしく一年か二年で失敗するであらうということが大かたの見通しなんです。いまこういう措置によってトン当たり五百円かそこらのこれはコスト引き下げに通ずるかもしれない。しかしながら貸金だつて上がる、物価だつてどんどん上昇する、さらには償却部分もしな





て、あそこに行けるだけのことを考えていきたいというふうに思います。

○中村(重)委員 離島といっても、崎戸大橋ができました。大島と崎戸は結ばれるわけです。そういうことから考えてみます。あなたがお答えのとおり、鉄筋コンクリートの相当りっぱな住宅施設その他があるわけです。これを三菱鉱業がこわして持っていったって何の役にも立たないわけですから、これをただでも使う者がいないかというようなことも、これは真実の気持を語っておると私は思う。しかし、いずれにしても、国としても離島振興という立場から相当の資金を投じておる。三菱鉱業としてもあれほどのりっぱな施設をそのまま放置することもどんなものであろう。また炭鉱離職者も、あなたもお考えになるように配置転換を希望してない。六百数十名であります。できればあそこで産炭地振興のため適当な施策を、国なり三菱鉱業あるいは地方自治体と話し合いをしてもらって、何か講じてもらいたいという希望が非常に強いわけでございますから、そういう実情を三菱鉱業あるいは労働者並びに関係の方面とも十分話し合いをされて、適切な措置を講じてもらいたいということを強く要請をしておきたいと思えます。

なおまだいろいろお尋ねをしたいことがあります。基本問題その他具体的問題につきまして一応質問を保留いたしまして、きょうはこれで終わります。

○多賀谷委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

第一類第四号

石炭対策特別委員会議録第七号

昭和四十二年五月十一日

昭和四十二年五月十六日印刷

昭和四十二年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局